

介護保険事業者の事故発生時における報告取扱い要領

介護保険事業者（以下「事業者」という。）、利用者・入所（入院）者（以下「利用者等」という。）に対する介護保険サービス（以下「サービス」という。）提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない旨、厚生労働省令で定められている。

本取扱い要領は、当該事業者による市への事故報告が適切に行われるよう、報告すべき事故の範囲、報告の手順、報告事項等を定めるものであり、事業者においては、本取扱要領を参考としてマニュアル等を作成し事故発生時の対応について万全を期されたい。

1 報告すべき事故の対象

報告すべき事故は、事業者が行うサービス提供中の利用者等の事故及びサービス提供中に関連する利用者等の事故とする。

2 報告すべき事故の種類及び範囲

事業者は、次の事由に該当する場合は報告すべき事故として、市に対し報告する。

(1) ① サービス提供中の利用者の負傷等

② 誤薬（違う薬を与薬した、時間や量の誤り、与薬もれなど）

③ 異食・誤えん

（注1）ただし（1）のうち、報告が必要なものは以下の場合に限る。

i) 死亡に至った場合

ii) 医師（施設の勤務医、配置医を含む。）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となつた場合

iii) 利用者又はその家族等との間で何らかのトラブルが発生、または発生するおそれがある場合

iv) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じた、または生じる可能性のある場合

（注2）「サービス提供中」とは、送迎、通院等の間を含むほか、居宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者等が事業所・施設（以下「事業所等」という。）内にいる間は、「サービス提供中」に含まれる。

（注3）報告すべきものについては、事業者側の過失の有無は問わない。

(2) 食中毒、感染症及び結核等の発生

（注）保健所等関係機関へも報告を行い、関係機関の指示に従う

(3) 行方不明・無断外出の発生

（注）敷地内で発見され、特に異常が認められない場合は、報告の対象に含まない。

(4) 職員（従事者）の法令違反、不祥事等の発生

（注）報告すべきものについては、利用者へのサービスの提供に関連するものとする。

（例：利用者等からの預り金の横領事件や送迎時の交通事故など）

(5) 災害等によるもの

（注）報告すべきものについては、震災、風水被害及び火災等の災害が利用者へのサービス提供に関連するものとする。

(6) その他事業者が報告を必要と判断するもの及び市が報告を求めるもの

3 報告の手順

(1) 事故発生時の報告先

事故が発生した場合は、速やかに以下のとおり連絡又は報告等を行うこと。

① 当該利用者の家族への連絡

② 所要の関係機関への報告・連絡

- ③ 利用する居宅介護支援事業者等への連絡
- ④ 市への報告
- ⑤ 県への報告（ただし、利用者の死亡に至る事故など生命等に係る緊急性・重大性の高いものに限る。また、市内の事業所の場合は和歌山県長寿社会課に報告する。）

（2）市への報告

市への報告（当該利用者の保険者である市町村とし、当該事業所の所在地が他の市町村の場合には、事業所等の所在する市町村へも併せて報告）については、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。なお、報告にあたっては、別紙「介護保険事業者事故報告書」（以下、「報告書」とする。）にて作成のうえ、電子メールにより報告すること。

ただし、利用者の死亡に至る事故など生命等に係る緊急性・重大性の高いものについては、直ちに市へ電話により第一報の報告を行い、その後速やかに報告書を提出すること（なお、市が就業時間外で電話連絡が取れない場合は、市へFAXを送信しておき、翌就業日に連絡すること。）。

また、事業者は、事故処理が長期化する場合には、適宜、途中経過の状況について市へ併せて報告すること。

4 報告事項

報告事項は、次のとおりとする。ただし、第1報提出時点で「⑧ 事故の原因分析」、「⑨ 再発防止策」又は「⑩ その他特記すべき事項」が記載できない場合は、当該部分を一旦記載せずに提出し、後日、以下の項目を全て記載した報告書を提出すること。

- ① 提出日、報告作成者、管理者、第何報か
- ② 事故状況
- ③ 事業所の概要
- ④ 対象者
- ⑤ 事故の概要
- ⑥ 事故発生時の対応
- ⑦ 事故発生後の状況
- ⑧ 事故の原因分析
- ⑨ 再発防止策
- ⑩ その他特記すべき事項

5 その他の事業者の対応

事業者は、事故発生時に適切な対応を行なうための事故対応マニュアルを整備し、職員（従業員）に周知徹底する。

事業者は、発生した事故について原因を分析・解明し、及び再発防止に向けての対策を講じるとともに、市からより詳細な確認などを求められた場合は、再度報告を行うなど市の指示に従う。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月13日から施行する。